令 和 6 年 2 月 5 日 厚生労働省健康·生活衛生局 食 品 基 準 審 査 課

指定成分等含有食品等との関連が疑われる健康被害情報について(報告)

1. 制度等の概要

- 〇 改正食品衛生法第8条の規定に基づき、特別の注意を要する成分等*を含む食品(以下「指定成分等含有食品」という。)を取り扱う食品等事業者に対して、健康被害情報を入手した場合の届出を義務化、令和2年6月1日より施行した。
 - ※コレウス・フォルスコリー、ドオウレン、プエラリア・ミリフィカ、ブラックコホシュの 4品目
- 〇 健康被害の発生・拡大防止の観点から、食品衛生上の措置等を検討するため、 令和2年 12 月7日開催の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査 部会において新開発食品評価調査会の下に「指定成分等含有食品等との関連が 疑われる健康被害情報への対応ワーキンググループ」(以下「WG」という。)を設置 した。
- 今般、WG において、指定成分等含有食品及びその他のいわゆる「健康食品」と の関連が疑われる健康被害情報の報告等を行う。

2. 主な報告内容

以下の2点について報告を行う。

- (1)指定成分等含有食品との関連が疑われる健康被害情報について(資料2-2) 令和5年9月1日から12月31日までの期間に24件報告された。
- (2)いわゆる「健康食品」との関連が疑われると報告がなされた健康被害情報に ついて
 - ・令和5年9月1日から12月31日までの期間に新たに報告された事例はない。

(以上)